

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

清川町岩戸地区（更新）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 2 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

【経営体数】

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	組 織

4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地区内の水田の多くは、（農）いわどが集積しており、集落営農が確立されている。畑地については認定農業者や農業者を中心に作付しており。今後も農地の維持が図られるよう中心経営体を中心に農地の保全を行う。
- ・（農）いわどについては、作業が役員やオペレータ任せにならないよう、協力して行う。
- ・草刈り、農道などの維持管理などは、全員で協力して行うように努める。
- ・今後の後継者対策として、新規就農者の受け入れを積極的に行う。